

# 子どもあんしん住まいる補助金の手引き

令和7年12月改定

## 【目次】

	ページ
1 補助事業の内容	
○子どもあんしん住まいる補助金とは-----	1
○対象世帯-----	1
○受付期間-----	1
○必須要件-----	1
○補助額-----	1
○補助対象メニュー-----	2
2 申請から補助金受け取りまでの流れ	
○改修工事の場合-----	7
○対象商品の購入・設置の場合-----	11
3 申請書の記載方法(電子申請の場合は不要)	
○改修工事の場合-----	14
○対象商品の購入・設置の場合-----	22
4 その他の手続き	
○申請内容に変更があった場合-----	26
○申請を取り下げる場合-----	29
○地位承継を行う場合-----	32
5 注意事項-----	35
6 申請額の計算例-----	36
お問い合わせ先-----	38

# 1 補助事業の内容

## 子どもあんしん住まいの補助金とは

名古屋市では、建物からの子どもの転落事故を繰り返さないよう、事故が発生する危険性を減らす環境づくりに取り組んでいます。

「子どもあんしん住まいの補助金」は、子育てに適した安心安全な住環境を促進するため、鍵付きクレセント錠への交換や転落防止手すりの設置工事、補助錠の購入など、子どもの安全対策を目的とする住宅の改修工事や対象商品の購入・設置に対して最大20万円の補助を行う事業です。

## 対象世帯

名古屋市内にお住まいの小学生以下の子どもまたは妊婦がいる世帯

- ・小学生以下の子ども…12歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子ども
- ・妊婦…母子健康手帳の交付を受けている出産予定者

## 受付期間

令和7年4月15日(火)から令和8年2月28日(土)まで

※予算に達するまで先着順に受付し、上限に達し次第、終了となります。

予算額は5,568万円(令和7年度当初予算)です。

## 必須要件

お住まいの住宅の2階以上のすべての窓等(玄関を除く開口部)へ、「補助錠・開口制限ストッパー」、「鍵付きクレセント錠」、「転落防止手すり」の設置等の転落防止対策を既に実施しているか、補助金の対象メニューとして実施すること。

- ※ 集合住宅の2階以上に居住している場合は、居住部分のみが必須要件の対象(集合住宅の1階にお住まいの方は対策不要。)
- ※ 開口部は、建物の出入口の他、採光、通風、換気、通行等を目的として壁等に設置された部分で、子どもの転落の危険性のある部分(バルコニーへ出入りする窓やドアを含む)

## 補助額

改修工事費用及び対象商品購入費用の1/2(上限20万円)

※1住宅につき1回(令和6年度に申請済の場合を含む)まで

※この補助金の補助対象メニューと同じ内容の工事、商品購入について、他の補助金の申請を行っている場合、この補助金は受けられません。

※上限20万円とは別に工事等の内容ごとの上限があります。

### 補助対象メニュー

- 補助対象メニューは「改修工事」と「対象商品の購入・設置」の2種類あります。
- 「改修工事」と「対象商品の購入・設置」を両方申請することも、どちらか一方のみ申請することも可能です。「改修工事」と「対象商品の購入・設置」を両方申請する場合は、同時(同日)に申請してください。
- 対象商品の購入・設置等を行う前に、必ず各補助対象メニューの要件等をご確認ください。
- 新築工事における商品の購入、施工に係る費用は補助の対象外です。

工事等の内容		上限額	補助率・上限額
改修 工事	(1)開口部へのダイヤル式クレセント錠又は鍵付きクレセント錠の設置工事(工事費を補助対象事業の費用に含める場合)	6,000 円/箇所	補助率 1/2  合計で 20 万円上限
	(2)開口部への転落防止手すりの設置工事	なし	
	(3)バルコニー内エアコン室外機への高さ1,100mm 以上の柵等の設置工事		
	(4)クッション床への改修工事	7,000 円/m <sup>2</sup>	
	(5)床の段差解消工事	なし	
対象 商品の 購入・ 設置	(6)開口部へのダイヤル式クレセント錠又は鍵付きクレセント錠(工事費を補助対象事業の費用に含めない場合)	6,000 円/箇所	
	(7)補助錠・開口制限ストッパー(子どもの手の届かない場所への設置又は子どもが容易に操作できないタイプの商品)	3,000 円/申請	
	(8)チャイルドゲート	3,000 円/箇所	
	(9)チャイルドロック及び立ち消え防止等の安全装置が付いた調理器(コンロ)	10,000 円/申請	
	(10)ドアの指挟み込み防止対策商品	3,000 円/申請	

<各補助対象メニューの要件等> **必ず事前に確認**

改修工事

- 改修工事の場合は、工事着工前に、交付申請を行ってください。
- 交付申請後、補助金交付対象となった場合は、事務局から交付決定通知が送付されますので、必ず、交付決定通知を受け取った日以降に工事を着工してください。
- 工事代金を業者等に支払った方(費用を負担した方)と申請者が異なる場合は、補助金をお支払いすることができません。

---

(1)開口部へのダイヤル式クレセント錠又は鍵付きクレセント錠の設置工事(工事費を補助対象事業の費用に含める場合)

---

- このメニューは開口部への鍵付きクレセント錠、またはダイヤル式クレセント錠の設置工事費(材料費、労務費、直接経費等)が対象であり、窓ガラスやサッシの交換工事等は対象となりません。

---

(2)開口部への転落防止手すりの設置工事

---

- このメニューは、屋内の窓等への転落防止手すりの設置工事費が対象であり、玄関のアプローチ等への柵の設置工事等の外構工事費は対象となりません。
- 子どもの転落防止に効果的な高さ、構造等になるよう配慮してください。  
(例:床から概ね1,100mm以上の高さに設置、手すりの最下部と窓台の間は、子どもの頭が入らないよう、内法寸法で90mm以下とする等)

---

### (3) バルコニー内エアコン室外機への高さ1,100mm以上の柵等の設置工事

---

- このメニューは、バルコニー内エアコン室外機への高さ1,100mm以上の柵等の設置工事費が対象です。
- 住宅の新築または増改築時に、バルコニー等を床面積に含めずに確認申請をしている場合は、柵の設置に伴い建築基準法上の確認申請が必要です。確認申請の可否については、建物の建築事業者等にご確認ください。
- 集合住宅において実施する場合は、バルコニー手すり及び隔壁からから600mm以上の距離を確保してください。

---

### (4) クッション床への改修工事

---

- このメニューは、壁面等で区切られた区画の全面の床材(フローリング、サニタリーフロア、フロアタイル)をクッション床へ改修する工事費が対象です。
- 床材を床へ固定する工事が対象であり、容易に取り外しが可能な場合は、対象となりません。

---

### (5) 床の段差解消工事

---

- このメニューは、敷居を低くしたり、廊下のかさ上げや固定式スロープの設置等を行う工事費が対象です。
- 固定する工事を伴わない踏み台、段差解消版、スロープ等の据え置き等は対象外です。

## 対象商品の購入・設置

- 対象商品の場合は、**商品購入後**に、交付申請兼完了届を行ってください。
- 商品購入前に、必ず各対象商品の要件等をご確認ください。
- 令和6年12月18日以降に購入した商品が対象です。
- 購入する商品は**新品に限り、個人間売買で購入した商品は対象外**です。
- 取付工事費、送料は補助の対象となりません。
- 購入時にポイント、クーポン、商品券(プレミアム付商品券を含む)等を利用した場合には、**ポイント、クーポン、商品券等の利用分を差し引いた後の金額が補助の対象**です。
- 対象商品の購入代金を店舗に支払った方(費用を負担した方)と申請者が異なる場合は、補助金をお支払いすることができません。

---

### (6) 開口部へのダイヤル式クレセント錠又は鍵付きクレセント錠(工事費を補助対象事業の費用に含めない場合)

---

- このメニューは、開口部への鍵付きクレセント錠、またはダイヤル式クレセント錠の**購入費が対象**です。
- 取付工事費を含めて申請する場合は、「改修工事」の(1)として工事着手前に申請してください。

---

### (7) 補助錠・開口制限ストッパー(子どもの手の届かない場所への設置又は子どもが容易に操作できないタイプの商品)

---

- このメニューは、子どもの手の届かない場所へ設置する開口制限ストッパーや子どもが容易に操作できないタイプの補助錠(取っ手を取り外せるタイプや鍵付き等)が対象です。

---

## (8) チャイルドゲート

---

- このメニューは、柵等により進路を塞ぐことで、キッチン、階段等、事故発生のおそれのある場所への子どもの侵入を防ぐことを目的とした商品の購入費が対象です。

---

## (9) チャイルドロック及び立ち消え防止等の安全装置が付いた調理器(コンロ)

---

- このメニューは、チャイルドロックと立ち消え安全装置の両方がついたガスコンロまたはチャイルドロックのついたIHヒーターの購入費が対象です。
- 上記を満たす、ビルトインコンロの購入費も対象となりますが、設置工事費は補助対象となりません。また、新築工事で設置した場合は、購入費についても対象となりません。

---

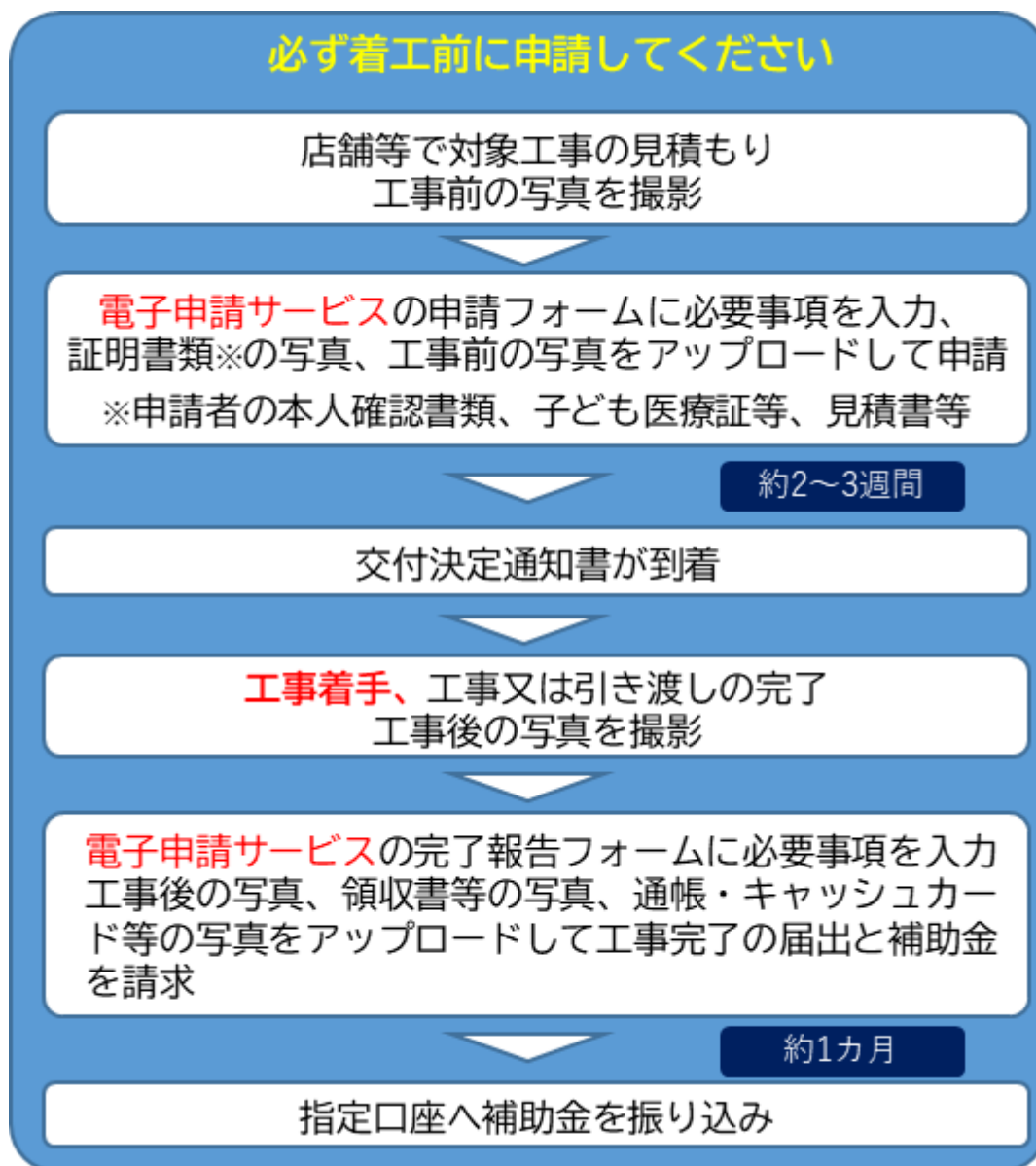
## (10) ドアの指挟み込み防止対策商品

---

- このメニューは、ドアの指はさみの防止を目的とした商品の購入費が対象です。
- ドアストッパーやドアクローザーは補助対象となりません。

## 2 申請から補助金受け取りまでの流れ

### 改修工事の場合(電子申請の例)



**ステップ1** 店舗等へ対象工事の見積もりを依頼

- お近くの工務店、リフォーム事業者、ホームセンター等に実施したい改修工事について、相談の上、見積書の発行を依頼します。
- 見積書は、補助対象メニューである改修工事の内容や工事費の内訳が分かるものの発行を依頼して下さい。

## ステップ2 添付書類の準備と写真の撮影

□ 交付申請に必要な添付書類※を準備し写真を撮影します。

※必要な添付書類

	添付書類	具体例等
共通	・申請者の氏名及び住所が記載された公的書類	運転免許証、資格確認書、マイナンバーカード(表面のみ)、在留カード、障害者手帳、住民票(発行から3か月以内)等
	・子どもの氏名、住所及び生年月日が記載された公的書類 (最年少の子どもの分のみ)	子ども医療証、資格確認書、マイナンバーカード(表面のみ)、在留カード、障害者手帳、住民票(発行から3か月以内)等
	・出産予定者の住所・氏名が記載された母子健康手帳等 (出生済の小学生以下の子どもがいない場合)	母子健康手帳
	・工事の実施前の施工場所がわかる写真	工事予定の窓・床の写真(すべての工事予定箇所)
	・工事の内容及び工事に要する費用が確認できる書類等 (他の工事と併せて実施する場合は補助金に係る工事の費用の内訳が分かるもの)	見積書、工事内訳書 等
該当する申請者・対象改修工事のみ	・工事の実施について管理組合の承認を得たことが確認できる書類等 (申請者が分譲マンションの区分所有者で、バルコニー又はベランダ等共用部分に係る改修工事を伴う場合のみ)	共有部分工事承認書 等
	・工事の実施について所有者の承認を得たことが確認できる書類等 (申請者が賃貸住宅の賃借人の場合のみ)	工事承諾書 等
	・確認済証 (バルコニー内エアコン室外機への柵等の設置を行う場合であって、当該柵等の設置に伴い建築基準法上の確認申請が必要となる場合のみ)	確認済証
	・バルコニーの手すり及び隔壁から600mm以上の距離を確保した位置(住宅の壁・窓側の位置)に、指定の設置場所を確保することが分かる図面等 (集合住宅においてバルコニー内エアコン室外機への柵等の設置を行う場合のみ)	図面
	・その他市長が必要と認める書類	交付申請後に別途事務局より依頼する場合があります。

※何らかの理由で添付文書の住所と別の場所にお住まいの方は事務局にお問い合わせください。

### ステップ3 申請フォームへ入力(交付申請)

- スマートフォン、パソコンから電子申請サービスシステム(<https://ttzk.graffer.jp/city-nagoya>)へアクセスの上、「子どもあんしん住まいる補助金(交付申請 改修工事)」を検索し、入力フォームを開いてください。
- 入力フォームへ必要事項を入力し、添付書類の写真データ(jpg、png、pdf形式のもの)をアップロードしてください。
- 入力内容等に誤り等がないことを確認の上、「この内容で申請する」をクリックしてください。
- 対象商品の購入・設置(補助錠、チャイルドゲート等)についても補助金の交付申請を行う場合は、「対象商品の購入・設置の場合」(11ページ)を参照の上、改修工事に係る交付申請を行った日と同日に対象商品の購入・設置に係る交付申請兼完了届の手続きを行ってください。

### ステップ4 交付決定通知書の受け取り・工事の開始

- 名古屋市による交付申請内容の審査後、補助金交付対象となった場合は、事務局から交付決定通知が送付されますので、必ず、交付決定通知を受け取った日以降に工事を着工してください。また、交付決定通知は、工事完了後の手続き(完了届兼請求)の際に必要となりますので、破棄等しないようご注意ください。
- 交付決定通知書を受け取った後に、改修工事に係る費用に変更がある等、申請内容に変更がある場合は、事前に交付変更申請(26ページ)が必要です。
- 工事業者より、工事の内容及び工事に要する費用が確認できる領収書等を受け取ってください。

## ステップ5 添付書類の準備と写真の撮影

- 完了届兼請求に必要な添付書類※を準備し写真を撮影します。

※必要な添付書類

添付書類	具体例等
・領収証等 (工事に要した費用の額及び支払い手続きが完了したことを証する書類)	領収書 等
・工事の実施後の状況がわかる写真	工事実施後の窓・床の写真(すべての工事実施箇所)
・振込先の口座情報(金融機関名、支店、預金の種類、口座番号、口座名義人)が分かるもの	通帳、キャッシュカード、電子通帳のスクリーンショット 等
・その他市長が必要と認める書類	完了届後に別途事務局より依頼する場合があります。

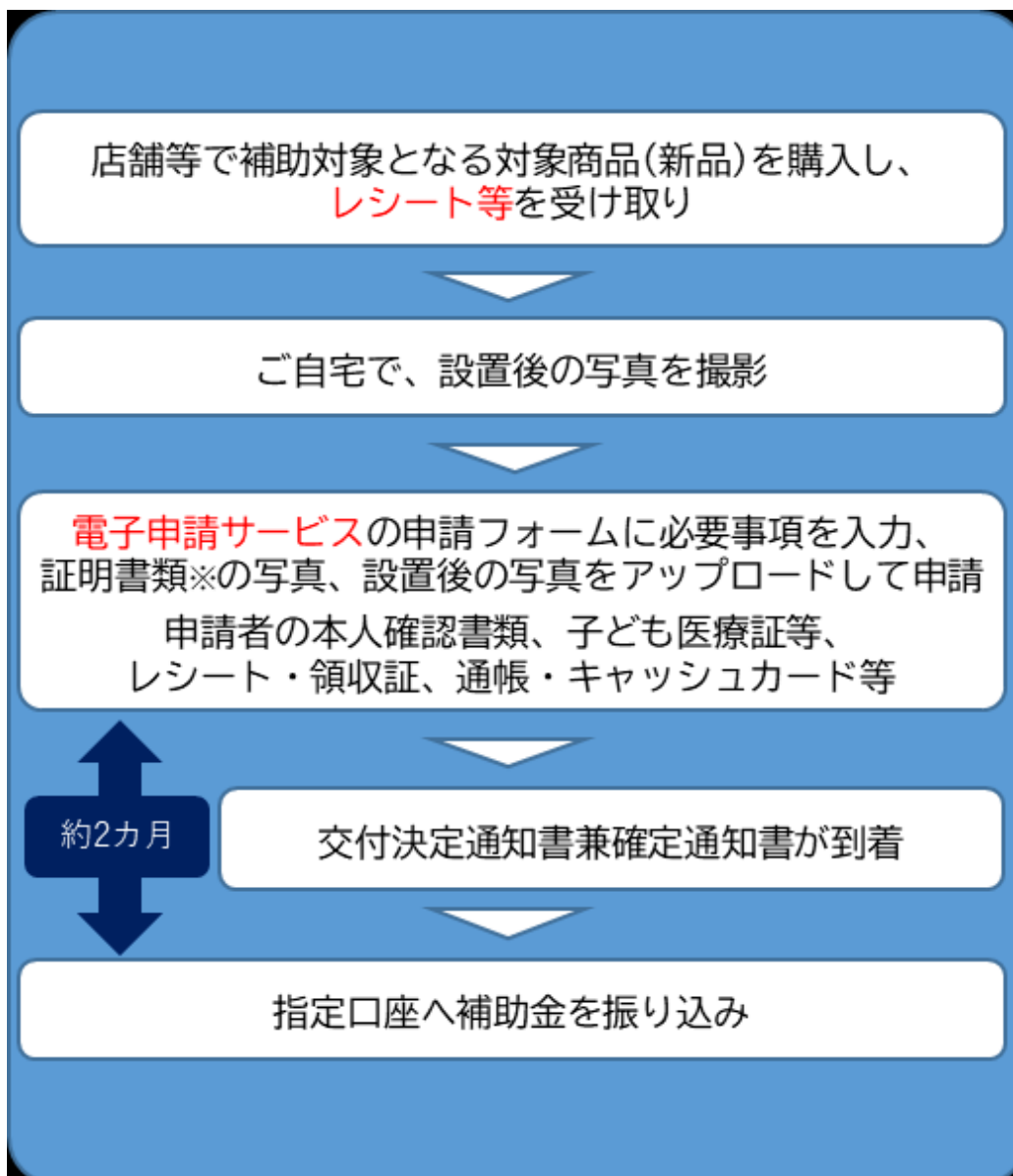
## ステップ6 申請フォームへ入力(完了届・請求書)

- スマートフォン、パソコンから電子申請サービスシステム(<https://ttzk.graffer.jp/city-nagoya>)へアクセスの上、「子どもあんしん住まいる補助金(完了届・請求書 改修工事)」を検索し、入力フォームを開いてください。
- 入力フォームへ必要事項を入力し、添付書類の写真データ(jpg、png、pdf形式のもの)をアップロードしてください。
- 入力内容等に誤り等がないことを確認の上、「この内容で申請する」をクリックしてください。
- 令和8年3月31日までに、完了届・請求書の手続きが行われなかった場合、交付決定済であっても、補助金の支払いを受けられませんので、ご注意ください。

## ステップ7 確定通知書と補助金の受け取り

- 名古屋市による完了届の審査後、補助金の支払いが確定した場合は、事務局から確定通知書が送付され、請求書に記載の振込先口座へ補助金が振り込まれます。

## 対象商品の購入・設置の場合(電子申請の例)



### ステップ1 対象商品を購入、設置

- 補助対象となっている商品の要件等を事前に確認の上、ホームセンター、ベビー用品店等で対象商品を購入してください。
- 購入後、レシート等を必ず受け取ってください(申請後もレシート等は破棄せず、保管してください)。
- 対象商品を設置してください。

## ステップ2 添付書類の準備と写真の撮影

- 交付申請に必要な添付書類※を準備し写真を撮影します。

※必要な添付書類

添付書類	具体例等
・申請者の氏名及び住所が記載された公的書類	運転免許証、資格確認書、マイナンバーカード(表面のみ)、在留カード、障害者手帳、住民票(発行から3か月以内)等
・子どもの氏名、住所及び生年月日が記載された公的書類 (最年少の子どもの分のみ)	子ども医療証、資格確認書、マイナンバーカード(表面のみ)、在留カード、障害者手帳、住民票(発行から3か月以内)等
・出産予定者の住所・氏名が記載された母子健康手帳等 (出生済の小学生以下の子どもがいない場合)	母子健康手帳
・領収証等 (商品の購入に要した費用の額及び支払い手続きが完了したことを証する書類)	領収証、レシート、ネット購入の場合は領収証画面のスクリーンショット等 (記載内容から該当商品を特定できない場合、商品名等を補記)
・設置後の状況がわかる写真等	購入した商品を設置した窓、キッチン等の写真(すべての設置箇所)
・振込先の口座情報(金融機関名、支店、預金の種類、口座番号、口座名義人)が分かるもの	通帳、キャッシュカード、電子通帳のスクリーンショット等
・その他市長が必要と認める書類	申請後に別途事務局より依頼する場合があります。

※何らかの理由で添付文書の住所と別の場所にお住まいの方は事務局にお問い合わせください。

## ステップ3 申請フォームへ入力

- スマートフォン、パソコンから電子申請サービスシステム(<https://ttzk.graffer.jp/city-nagoya>)へアクセスの上、「子どもあんしん住まいる補助金(交付申請兼完了届 対象商品の購入・設置)」を検索し、入力フォームを開いてください。
- 入力フォームへ必要事項を入力し、添付書類の写真データ(jpg、png、pdf形式のもの)をアップロードしてください。
- 入力内容等に誤り等がないことを確認の上、「この内容で申請する」をクリック

くしてください。

- 改修工事(転落防止手すりの設置工事、段差解消工事等)についても、補助金の交付申請を行う場合は、「改修工事の場合」(7ページ)を参照の上、対象商品の購入・設置に係る交付申請兼完了届を行った日と同日に改修工事に係る交付申請の手続きを行ってください。

#### ステップ4 交付決定通知書兼確定通知書と補助金の受け取り

- 名古屋市による交付申請兼完了届の審査後、補助金の支払いが確定した場合は、事務局から交付決定通知書兼確定通知書が送付され、指定の振込先口座へ補助金が振り込まれます。

### 3 申請書の記載方法（電子申請の場合は不要）

#### 改修工事の場合

#### 交付申請書

工事着工前に、添付書類とともに事務局へ提出してください。

(別記第1号様式)

① 年 月 日

(あて先) 名古屋市長

② (申請者) 〒  
住 所  
フリガナ  
氏 名  
電話番号

名古屋市住まいの安全性の向上に関する改修費等補助金交付申請書

下記のとおり、補助金の交付を受けたいので、名古屋市住まいの安全性向上に関する改修費等補助金交付要綱第7条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。  
なお、本申請をするにあたり、要綱の規定及び要綱の規定に基づく条件を遵守します。

記

1. 同居する子ども（※最年少の子ども）

③ 氏 名  
生年月日

2. 改修を行う住宅

住宅の種類別	④	<input type="checkbox"/> 戸建て住宅（ 階建て） <input type="checkbox"/> 集合住宅（ <input type="checkbox"/> 分譲 <input type="checkbox"/> 賃貸）（居住階： 階）
転落防止対策	⑤	・戸建て住宅の場合 <input type="checkbox"/> 2階以上の全ての開口部について転落防止対策を実施済みです または本申請において実施予定です ・集合住宅の2階以上に居住している場合 <input type="checkbox"/> 居住部分の全ての開口部について転落防止対策を実施済みです または本申請において実施予定です

(注) 上表の該当箇所の□に✓を記入して下さい。

3. 申請内容

メニュー	ダイヤル式又は鍵付きクレセント錠の設置	転落防止手すりの設置	バルコニー内エアコン室外機への高さ1,100mm以上の柵等の設置	クッション床への改修工事	床の段差解消工事
⑥ 箇所・面積	箇所	箇所	箇所	m <sup>2</sup>	
工事費	円	円	円	円	円
申請額	円	円	円	円	円

※ 申請額は工事費の1/2又は上限額のうち、金額の低い方を記入してください。この場合の申請額は100円単位とし、100円未満は切り捨ててください。

⑦ 申請額合計 円

4. 誓約事項（同意の上、□に✓を記入してください。）

⑧

- 補助金の申請にあたり、次の事項を確認し、遵守することを誓約します。
- ・工事をを行う住宅は、申請者が居住している住宅です。
  - ・申請者が工事にかかる費用を実際に負担します。
  - ・申請者及びその同居者は、今回申請する住宅においてこの補助金又は同じ工事について国若しくは名古屋市の補助金の交付を受けていません。
  - ・設置を行う住宅が賃貸住宅の場合、設置により生じた原状回復等の責任は申請者が負います。
  - ・名古屋市暴力団排除条例(平成 24 年名古屋市条例第 19 号)第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。
  - ・申請内容に虚偽があった場合は、市に対して補助金を返還します。
  - ・この申請に係る工事により発生した事故等及び工事の実施後に発生した事故等について、市は一切の責任を負わないことについて了承します。
  - ・市が必要と認めた場合は、市が申請者及び補助金の交付決定の通知を受けた申請者に対し、補助事業の状況について報告を求め、又は現地調査等を行うことに同意します。

⑨

5. 添付書類

- (1) 申請者の氏名及び住所が記載された公的書類の写し等
- (2) 子どもの氏名、住所及び生年月日が記載された公的書類の写し等
- (3) 工事の実施前の施工場所がわかる写真等
- (4) 工事の内容及び工事に要する費用（他の工事と併せて実施する場合は当該補助金に係る工事の費用の内訳）が確認できる書類の写し等
- (5) 申請者が分譲マンションの区分所有者で、バルコニー又はベランダ等共用部分に係る改修工事を伴う補助を実施する場合は、当該工事の実施について管理組合の承認を得たことが確認できる書類の写し等
- (6) 申請者が賃貸住宅の借入者の場合は、当該工事の実施について所有者の承認を得たことが確認できる書類の写し等
- (7) バルコニー内エアコン室外機への柵等の設置を行う場合であって、当該柵等の設置に伴い建築基準法上の確認申請が必要となる場合は、確認済証の写し
- (8) 集合住宅においてバルコニー内エアコン室外機への柵等の設置を行う場合は、バルコニーの手すりから 600 mm以上の距離を確保した位置（住宅の壁・窓側の位置）に、指定の設置場所を確保することが分かる図面等
- (9) その他市長が必要と認める書類

#### ①申請年月日

申請書を提出する日付を記入してください。

#### ②申請者

申請者の住所、氏名、フリガナ(氏名)、電話番号を記入してください。

・住所…居住している住所(申請対象となる住宅の住所)

・電話番号…日中に連絡が取れる電話番号

#### ③同居する子ども(※最年少の子ども)

申請者と同居している子どもの氏名、生年月日を記入してください。出生済の小学生以下の子どもがいない場合は、氏名に「出産予定」と記入の上、生年月日に出産予定日を記入してください。

#### ④住宅の種別

「戸建て住宅」または「集合住宅」のうち該当するものにチェックし、階数を記入してください。

#### ⑤転落防止対策

戸建て住宅の場合は2階以上の全ての開口部(玄関ドアを除く)へ、集合住宅の場合は居住部分すべての開口部(玄関ドアを除く)について、転落防止対策を実施済みの場合、または、補助対象メニューのうち「ダイヤル式又は鍵付きクレセント錠の設置」(改修工事または対象商品の購入・設置メニュー)、「転落防止手すりの設置」(改修工事メニュー)、「開口制限ストッパーの設置」(対象商品の購入・設置メニュー)を申請し、転落防止対策を実施する場合は、チェックしてください。

#### ⑥申請内容

申請するメニューの設置数、工事費、申請額を記入してください。申請額は、工事費の1/2(100円未満切捨)又はメニューごとの上限額のうち、金額の低い方を記入してください(各メニューの上限額は2ページを参照)。

#### ⑦申請額合計

各メニューの申請額の合計(20万円を超える場合は20万円)を記入してください。対象商品の購入・設置と同時に申請する場合は、合わせて20万円になるよう記入して下さい。

## ⑧誓約事項

記載の誓約事項をすべて確認の上、同意する場合は、チェックしてください。  
(同意しない場合は、補助金の交付はできません。)

## ⑨添付書類

添付書類を準備し写しを取ったうえで、申請書に写しを添付してください。

※必要な添付書類

	添付書類	具体例等
共通	・申請者の氏名及び住所が記載された公的書類	運転免許証、資格確認書、マイナンバーカード(表面のみ)、在留カード、障害者手帳、住民票(発行から3か月以内)等
	・子どもの氏名、住所及び生年月日が記載された公的書類 (最年少の子どもの分のみ)	子ども医療証、資格確認書、マイナンバーカード(表面のみ)、在留カード、障害者手帳、住民票(発行から3か月以内)等
	・出産予定者の住所・氏名が記載された母子健康手帳等 (出生済の小学生以下の子どもがいない場合)	母子健康手帳
	・工事の実施前の施工場所がわかる写真	工事予定の窓・床の写真(すべての工事予定箇所)
	・工事の内容及び工事に要する費用が確認できる書類等 (他の工事と併せて実施する場合は補助金に係る工事の費用の内訳が分かるもの)	見積書、工事内訳書 等
該当する申請者・対象改修工事のみ	・工事の実施について管理組合の承認を得たことが確認できる書類等 (申請者が分譲マンションの区分所有者で、バルコニー又はベランダ等共用部分に係る改修工事を伴う補助を実施する場合のみ)	共有部分工事承認書 等
	・工事の実施について所有者の承認を得たことが確認できる書類等 (申請者が賃貸住宅の借入者の場合のみ)	工事承諾書 等
	・確認済証 (バルコニー内エアコン室外機への柵等の設置を行う場合であって、当該柵等の設置に伴い建築基準法上の確認申請が必要となる場合のみ)	確認済証
	・バルコニーの手すり及び隔壁から600mm以上の距離を確保した位置(住宅の壁・窓側の位置)に、指定の設置場所を確保することが分かる図面等 (集合住宅においてバルコニー内エアコン室外機への柵等の設置を行う場合のみ)	図面
	・その他市長が必要と認める書類	交付申請後に別途事務局より依頼する場合があります。

※何らかの理由で添付文書の住所と別の場所にお住まいの方は事務局にお問い合わせください。

## 完了届・請求書

工事完了後、速やかに、添付書類とともに事務局へ提出してください。

交付申請時の工事内容(工事費等)から変更があった場合は、完了届・請求書を提出する前に、当該変更に係る交付変更申請を行ってください。

**※令和8年3月31日までに提出されなかった場合は、交付決定済であっても補助金の支払いを受けることはできませんのでご注意ください。**

(別記第 10 号様式)

① 年 月 日

(あて先) 名古屋市長

② (申請者) 住 所  
フリガナ  
氏 名  
電話番号

完了届

③ 年 月 日付 ④ 第 号にて交付決定の通知のありました補助金について、補助金の対象となる補助対象事業が完了したので、名古屋市住まいの安全性向上に関する改修費等補助金交付要綱第 14 条第 1 項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて届け出ます。

記

1 完了年月日 ⑤ 年 月 日

⑥ 2 添付書類

- (1) 工事の実施後の状況がわかる写真等
- (2) 領収証(工事に要した費用の額及び支払い手続きが完了したことを証する書類)の写し等
- (3) その他市長が必要と認める書類

### ①届出年月日

届出を提出する日付を記入してください。

### ②申請者

申請者の住所、氏名、フリガナ(氏名)、電話番号を記入してください。

- ・住所…居住している住所(申請対象となる住宅の住所)
- ・電話番号…日中に連絡が取れる電話番号

### ③交付決定日

事務局から送付された交付決定通知書の右上に記載の日付を記入してください。

### ④交付決定通知番号

事務局から送付された交付決定通知書の右上に記載の交付決定通知番号(○住住企第○○号(○○は数字))を記入してください。

### ⑤完了年月日

工事が完了した日付を記入してください。

### ⑥添付書類

添付書類を準備し写しを取ったうえで、申請書に写しを添付してください。

※必要な添付書類

添付書類	具体例等
・領収証等 (工事に要した費用の額及び支払い手続きが完了したことを証する書類)	領収書 等
・工事の実施後の状況がわかる写真	工事実施後の窓・床の写真(すべての工事実施箇所)
・振込先の口座情報(金融機関名、支店、預金の種類、口座番号、口座名義人)が分かるもの	通帳、キャッシュカード、電子通帳のスクリーンショット 等
・その他市長が必要と認める書類	完了届後に別途事務局より依頼する場合があります。



①請求年月日

請求年月日を記入してください。

②請求者

請求者の住所、氏名、フリガナ(氏名)、電話番号を記入してください。

- ・住所…居住している住所(申請対象となる住宅の住所)
- ・電話番号…日中に連絡が取れる電話番号

③請求額

事務局から送付された交付決定通知書に記載された交付決定金額(交付変更申請を行った場合は、交付変更決定通知書に記載された変更後の交付決定金額)を記入してください。

④年度

交付申請を行った年度を和暦で記入してください。

⑤振込先

申請者名義の振込先口座の情報を記入してください。

# 対象商品の購入・設置の場合

## 交付申請書兼完了届

対象商品の購入・設置後、添付書類とともに事務局へ提出してください。

(別記第2号様式)

① 年 月 日

(あて先) 名古屋市長

② (申請者) 〒  
住 所  
フリガナ  
氏 名  
電話番号

名古屋市長の安全性の向上に関する改修費等補助金交付申請書兼完了届

下記のとおり、補助金の交付を受けたいので、名古屋市長の安全性向上に関する改修費等補助金交付要綱第7条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

なお、本申請をするにあたり、要綱の規定及び要綱の規定に基づく条件を遵守します。

### 記

1. 同居する子ども (※最年少の子ども)

③ 氏 名  
生年月日

2. 改修を行う住宅

住宅の種類	④ <input type="checkbox"/> 戸建て住宅 ( 階建て) <input type="checkbox"/> 集合住宅 ( <input type="checkbox"/> 分譲 <input type="checkbox"/> 賃貸) (居住階: 階)
転落防止対策	⑤ <input type="checkbox"/> 戸建て住宅の場合 <input type="checkbox"/> 2階以上の全ての開口部について転落防止対策を実施済みです または本申請において実施予定です <input type="checkbox"/> 集合住宅の2階以上に居住している場合 <input type="checkbox"/> 居住部分の全ての開口部について転落防止対策を実施済みです または本申請において実施予定です

(注) 上表の該当箇所の□に✓を記入して下さい。

3. 申請内容

メニュー	ダイヤル式又は鍵付き クレセント錠の設置	開口制限ストッパー 等の設置 (※3)	チャイルドゲートの設置
商品名			
⑥ メーカー (品番)			
設置数			
購入年月日			
購入価格 (税込) (※1)	円	円	円
申請額 (※2)	[上限: 6,000 円/箇所]	[上限: 3,000 円]	[上限: 3,000 円/箇所、2箇所まで]

メニュー	安全装置が付いた調理 器 (コンロ) の設置 (※4)	ドアの指挟み防止 対策
商品名		
メーカー (品番)	( )	
設置数		
購入年月日		
購入価格 (税込) (※1)	円	円
申請額 (※2)	[上限: 10,000 円]	[上限: 3,000 円]

⑦

申請額合計
円

- ※1 購入価格（税込）は、メニューごとの合計購入金額を記入してください。また、商品の取り付け工事等の費用や購入時の送料は含めず、購入時にポイントやクーポン、商品券等を利用した場合には、ポイント等の利用分を差し引いた後の金額を記入してください。
- ※2 申請額は、購入価格の1/2又は上限額のうち、金額の低い方を記入してください。この場合の申請額は100円単位とし、100円未満は切り捨ててください。
- ※3 開口制限ストッパー等の設置は子どもの手の届かない場所へ設置するか、子どもが容易に操作できない物としてください。
- ※4 調理器の安全装置とは、チャイルドロック及び立ち消え防止機能が付いたものをいいます。

(店舗記入欄) 領収証の写しが添付できない場合は、購入店舗証明欄に証明を受けてください

⑧ 購入店舗 証明欄	上記、商品名、メーカー（品番）、購入年月日、購入価格のとおり、住まいの 安全性向上に関する改修費等補助に係る商品を販売したことを証明します。 年 月 日 (店舗所在地) (店舗名称)
------------------	---

4. 誓約事項（同意の上、□に✓を記入してください。）

⑨	<input type="checkbox"/> 補助金の申請にあたり、次の事項を確認し、遵守することを誓約します。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 購入した商品を設置する住宅は、申請者が居住している住宅です。</li> <li>・ 申請者が購入にかかる費用を実際に負担します。</li> <li>・ 購入した商品は新品であり、個人間売買で購入したものではありません。</li> <li>・ 申請者及びその同居者は、今回申請する住宅においてこの補助金又は購入した商品に対する国若しくは名古屋市の補助金の交付を受けていません。</li> <li>・ 設置を行う住宅が賃貸住宅の場合、設置により生じた原状回復等の責任は申請者が負います。</li> <li>・ 名古屋市暴力団排除条例(平成24年名古屋市条例第19号)第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者ではありません。</li> <li>・ 申請内容に虚偽があった場合は、市に対して補助金を返還します。</li> <li>・ 対象商品の設置により発生した事故等及び対象商品の設置後に発生した事故等について、市は一切の責任を負わないことについて了承します。</li> <li>・ 市が必要と認めた場合は、市が申請者及び補助金の交付決定の通知を受けた申請者に対し、補助事業の状況について報告を求め、又は現地調査等を行うことに同意します。</li> </ul>
---	---

5. 補助金振替先口座（申請者本人名義に限る）

⑩	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">金融機関名 及び支店名</td> <td style="width: 40%;">銀行 金庫 農協</td> <td style="width: 30%; text-align: right;">支店</td> </tr> <tr> <td>預金の種類</td> <td colspan="2">普通 ・ 当座 (該当するものを○で囲んでください)</td> </tr> <tr> <td>口座番号</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>フリガナ</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>口座名義人</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table>	金融機関名 及び支店名	銀行 金庫 農協	支店	預金の種類	普通 ・ 当座 (該当するものを○で囲んでください)		口座番号			フリガナ			口座名義人		
金融機関名 及び支店名	銀行 金庫 農協	支店														
預金の種類	普通 ・ 当座 (該当するものを○で囲んでください)															
口座番号																
フリガナ																
口座名義人																

6. 添付資料

- ⑪ (1) 申請者の氏名及び住所が記載された公的書類の写し等
- (2) 子どもの氏名、住所及び生年月日が記載された公的書類の写し等
- (3) 設置後の状況がわかる写真等
- (4) 領収証（商品の購入に要した費用の額及び支払い手続きが完了したことを証する書類）の写し等
- (5) その他市長が必要と認める書類

### ①申請年月日

申請書を提出する日付を記入してください。

### ②申請者

申請者の住所、氏名、フリガナ(氏名)、電話番号を記入してください。

・住所…居住している住所(申請対象となる住宅の住所)

・電話番号…日中に連絡が取れる電話番号

### ③同居する子ども(※最年少の子ども)

申請者と同居している子どもの氏名、生年月日を記入してください。出生済の小学生以下の子どもがいない場合は、氏名に「出産予定」と記入の上、生年月日に出産予定日を記入してください。

### ④住宅の種別

「戸建て住宅」または「集合住宅」のうち該当するものにチェックし、階数を記入してください。

### ⑤転落防止対策

戸建て住宅の場合は2階以上の全ての開口部(玄関ドアを除く)へ、集合住宅の場合は居住部分すべての開口部(玄関ドアを除く)について、転落防止対策を実施済みの場合、または、補助対象メニューのうち「ダイヤル式又は鍵付きクレセント錠の設置」(改修工事または対象商品の購入・設置メニュー)、「転落防止手すりの設置」(改修工事メニュー)、「開口制限ストッパーの設置」(対象商品の購入・設置メニュー)を申請し、転落防止対策を実施する場合は、チェックしてください。

### ⑥申請内容

申請するメニューの商品名、メーカー(品番)(安全装置が付いた調理器の設置のみ)、設置数、購入年月日、購入価格、申請額を記入してください。申請額は、購入価格の1/2(100円未満切捨)又はメニューごとの上限額のうち、金額の低い方を記入してください(各メニューの上限額は2ページを参照)。

### ⑦申請額合計

各メニューの申請額の合計(20万円を超える場合は20万円)を記入してくだ

さい。改修工事と同時に申請する場合は、合わせて20万円になるよう記入して下さい。

### ⑧店舗記入欄

領収証やレシートの写しが添付できない場合に、購入店舗に記入を依頼し、証明を受けてください。

### ⑨誓約事項

記載の誓約事項をすべて確認の上、同意する場合は、チェックしてください。  
(同意しない場合は、補助金の交付はできません。)

### ⑩補助金振込先口座

申請者名義の振込先口座の情報を記入してください。

### ⑪添付書類

添付書類を準備し写しを取ったうえで、申請書に写しを添付してください。

※必要な添付書類

添付書類	具体例等
・申請者の氏名及び住所が記載された公的書類	運転免許証、資格確認書、マイナンバーカード(表面のみ)、在留カード、障害者手帳 等
・子どもの氏名、住所及び生年月日が記載された公的書類 (最年少の子どもの分のみ)	子ども医療証、資格確認書、マイナンバーカード(表面のみ)、在留カード、障害者手帳 等
・出産予定者の住所・氏名が記載された母子健康手帳等 (出生済の小学生以下の子どもがいない場合)	母子健康手帳
・領収証等 (商品の購入に要した費用の額及び支払い手続きが完了したことを証する書類)	領収証、レシート、ネット購入の場合は領収証画面のスクリーンショット 等 (記載内容から該当商品を特定できない場合、商品名等を補記)
・設置後の状況がわかる写真等	購入した商品を設置した窓、キッチン等の写真(すべての設置箇所)
・振込先の口座情報(金融機関名、支店、預金の種類、口座番号、口座名義人)が分かるもの	通帳、キャッシュカード、電子通帳のスクリーンショット 等
・その他市長が必要と認める書類	申請後に別途事務局より依頼する場合があります。

※何らかの理由で添付文書の住所と別の場所にお住まいの方は事務局にお問い合わせください。

## 4 その他の手続き

### **申請内容に変更があった場合**

交付決定通知書を受け取った後に、改修工事に係る費用に変更があった等、申請内容に変更があった場合は、完了届・請求書を行う前に、電子申請サービスによる交付変更申請または交付変更申請書の提出のいずれかの手段により変更申請の手続きを行ってください。

### **電子申請サービスによる手続き方法**

- スマートフォン、パソコンから電子申請サービスシステム(<https://ttzk.graffer.jp/city-nagoya>)へアクセスの上、「子どもあんしん住まいる補助金(交付変更申請)」を検索し、入力フォームを開いてください。
- 入力フォームへ必要事項を入力し、添付書類の写真データ(jpg、png、pdf形式のもの)をアップロードしてください。
- 入力内容等に誤り等がないことを確認の上、「この内容で申請する」をクリックしてください。

## 交付変更申請書による手続き方法

交付決定後、完了届・請求書を提出する前に、添付書類とともに事務局へ提出してください。

(別記第6号様式)

① 年 月 日

(あて先) 名古屋市長

(申請者) 住 所  
フリガナ  
氏 名  
電話番号

②

名古屋市住まいの安全性の向上に関する改修費等補助金交付変更申請書

③ 年 月 日付け ④ 第 号にて交付決定の通知のありました補助金について、  
交付申請の内容を下記のとおり変更したいので、名古屋市住まいの安全性向上に関する改修費等補  
助金交付要綱第11条第1項の規定により、⑤ 関係書類を添えて申請します。

記

⑥ 変更事項		
⑦ 変更理由		
⑧ 申請額	変更前	
	変更後	

①交付変更申請年月日

交付変更申請書を提出する日付を記入してください。

②申請者

申請者の住所、氏名、フリガナ(氏名)、電話番号を記入してください。

- ・住所…居住している住所(申請対象となる住宅の住所)
- ・電話番号…日中に連絡が取れる電話番号

③交付決定日

事務局から送付された交付決定通知書の右上に記載の日付を記入してください。

④交付決定通知番号

事務局から送付された交付決定通知書の右上に記載の交付決定通知番号(○住住企第○○号(○○は数字))を記入してください。

⑤関係書類

変更する部分について説明する書類の写し等を添付してください。

(例:申請額を変更する場合:金額変更後の見積書 等)

⑥変更事項

交付申請書及び添付書類に記載された事項のうち、変更があった事項について記入してください。

⑦変更理由

変更が必要となった理由を記入してください。

(例:転落防止手すり工事の設計変更に伴い、工事費が増加したため 等)

⑧申請額

変更前の申請額と変更後の申請額を記入してください。

## 申請を取り下げる場合

交付申請後、何らかの事情により申請を取り下げる場合は、電子申請サービスに申請または申請取下書の提出のいずれかの手段により申請取り下げの手続きを行ってください。

### 電子申請サービスによる手続き方法

- スマートフォン、パソコンから電子申請サービスシステム(<https://ttzk.graffer.jp/city-nagoya>)へアクセスの上、「子どもあんしん住まいる補助金(交付申請取下)」を検索し、入力フォームを開いてください。
- 入力内容等に誤り等がないことを確認の上、「この内容で申請する」をクリックしてください。

## 交付取下書による手続き方法

交付申請後、事務局へ提出してください。

(別記第8号様式)

① 年 月 日

(あて先) 名古屋市長

(申請者) 住 所  
フリガナ  
② 氏 名  
電話番号

名古屋市住まいの安全性の向上に関する改修費等補助金交付申請取下書

③ 年 月 日 ④ 第 号にて交付決定の通知のありました交付申請について、  
記の理由により交付申請を取りやめますので、名古屋市住まいの安全性向上に関する改修費等補助  
金交付要綱第12条第1項の規定により取り下げます。

記

取り下げの理由

⑤

①取下年月日

取下書を提出する日付を記入してください。

②申請者

申請者の住所、氏名、フリガナ(氏名)、電話番号を記入してください。

- ・住所…居住している住所(申請対象となる住宅の住所)
- ・電話番号…日中に連絡が取れる電話番号

③交付決定日

事務局から送付された交付決定通知書の右上に記載の日付を記入してください。

④交付決定通知番号

事務局から送付された交付決定通知書の右上に記載の交付決定通知番号(6住住企第〇〇号(〇〇は数字))を記入してください。

⑤取り下げの理由

取り下げの理由を記入してください。

## 地位承継を行う場合

交付決定通知書を受け取った後に、改修工事を行う住宅が譲渡された場合、申請者が亡くなられた場合等で、当該住宅の譲渡、相続等を受けた方等(以下「承継人」という。)が、交付決定のあった内容で改修工事を実施する意思があるときは、完了届兼請求を行う前に、電子申請サービスによる届出または地位承継届の提出のいずれかの手段により地位承継届を行うことで、承継人は当該改修工事に係る補助を受けることができます。

### 電子申請サービスによる手続き方法

- スマートフォン、パソコンから電子申請サービスシステム(<https://ttzk.graffer.jp/city-nagoya>)へアクセスの上、「子どもあんしん住まいる補助金(地位承継届)」を検索し、入力フォームを開いてください。
- 入力フォームへ必要事項を入力し、添付書類の写真データ(jpg、png、pdf形式のもの)をアップロードしてください。
- 入力内容等に誤り等がないことを確認の上、「この内容で申請する」をクリックしてください。

## 地位承継届による手続き方法

交付決定後、完了届・請求書を提出する前に、添付書類とともに事務局へ提出してください。

(別記第9号様式)

① 年 月 日

(あて先) 名古屋市長

(被承継者) 住 所  
フリガナ  
② 氏 名  
電話番号

(承継者) 住 所  
フリガナ  
③ 氏 名  
電話番号

地位承継届

④ 年 月 日付け ⑤ 第 号にて交付決定の通知を受けた補助金について、下記の理由により当該補助金に係る地位を承継したいので、名古屋市住まいの安全性向上に関する改修費等補助金交付要綱第13条第2項の規定により、関係書類を添えて申請します。

⑥

記

承継する理由  
⑦

①届出年月日

地位承継届を提出する日付を記入してください。

②被承継者

被承継者(交付決定を受けている方)の住所、氏名、フリガナ(氏名)、電話番号を被承継者本人が記入してください。

- ・住所…届出時点で居住している住所
- ・電話番号…日中に連絡が取れる電話番号

③承継者

承継人の住所、氏名、フリガナ(氏名)、電話番号を承継者本人が記入してください。

- ・住所…居住している住所(申請対象となる住宅の住所)
- ・電話番号…日中に連絡が取れる電話番号

④交付決定日

事務局から送付された交付決定通知書の右上に記載の日付を記入してください。

⑤交付決定通知番号

事務局から送付された交付決定通知書の右上に記載の交付決定通知番号(○住住企第○○号(○○は数字))を記入してください。

⑥関係書類

地位を承継するものであることを証する書類の写し等を添付してください。

(例:住宅の譲渡の場合…建物の登記事項証明書 等)

⑦承継する理由

地位承継を行う理由を記入してください。

(例:改修工事を行った住宅を承継人へ令和○年○月○日付けで譲渡したため 等)

## 5 注意事項

- 改修工事や商品等の購入・設置(以下「改修工事等」と言う。)を行う前に、この手引き等で要件等をよく確認してください。
- この補助金は、同一住宅について、1回のみ申請が可能です。居住している住宅において、前年度以前も含め過去にこの補助金の申請があった時に、当該住宅に居住していた方が、現在も居住している場合は、当該住宅において、再度の申請はできませんのでご注意ください。
- 申請者または同居者が、この補助金を申請する住宅において、すでに、この補助金や同じ改修工事等に対する国の補助金の交付を受けている場合は、申請できませんのでご注意ください。
- 改修工事等により発生した事故等及び対象商品の設置後に発生した事故等について、市は一切の責任を負いません。
- 改修工事等を行う住宅が賃貸住宅の場合、設置等により生じた現状回復等の責任は申請者が負います。
- 名古屋市暴力団排除条例(平成24年名古屋市条例第19号)第2条第2号に規定する暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する場合、申請できません。
- 必要に応じ、申請者及び交付決定の通知を受けた申請者に対し、補助事業の状況について報告を求め、又は現地調査等を実施することがあります。
- 申請内容に虚偽があった場合は、市に対して補助金を返還していただきます。

## 6 申請額の計算例

○事例ごとの申請額の計算方法をまとめていますので、申請時の参考としてください。

○「改修工事」と「対象商品の購入・設置」を同時に申請する場合は、合わせて200,000円になるよう申請して下さい。

事例	計算(メニューごとに100円未満切り捨て)	申請額合計
<b>事例1</b> 【対象商品の購入・設置】 ・補助錠(1,500円)を3個 ・チャイルドゲート(15,000円)を1箇所分	①補助錠の購入価格の1/2がメニューごとの上限額(3,000円/申請)を超えないため、購入価格の1/2が補助錠の申請額になります。 ➡ $1,500円 \times 3個 \times 1/2 = 2,200円$ ②チャイルドゲートの購入価格の1/2がメニューごとの上限額(3,000円/箇所)を超えるため、メニューごとの上限額がチャイルドゲートの申請額になります。 ➡ $15,000円 \times 1/2 = 7,500円 > \text{メニューごとの上限額}(3,000円/箇所)$	<b>5,200円</b>
<b>事例2</b> 【対象商品の購入・設置】 ・チャイルドゲートA(15,000円)を1箇所分、チャイルドゲートB(5,000円)を1箇所分	①チャイルドゲートAとチャイルドゲートBの購入価格を合算し、チャイルドゲートの購入額合計を計算します。 ➡ $A:15,000円 + B:5,000円 = 20,000円$ ②購入額合計20,000円を設置個所数(2箇所)で割り、1箇所あたりの購入価格を計算します。 ➡ $20,000円 \div 2箇所 = 10,000円/箇所$ ③チャイルドゲート1箇所あたりの購入価格がメニューごとの上限額(3,000円/箇所)を超えるため、メニューごとの上限額の2箇所分がチャイルドゲートの申請額になります。 ➡ $10,000円 \times 1/2 = 5,000円 > \text{メニューごとの上限額}(3,000円/箇所)$ ➡ $\text{メニューごとの上限額}(3,000円/箇所) \times 2箇所 = 6,000円$	<b>6,000円</b>

事例	計算(メニューごとに100円未満切り捨て)	申請額合計
<b>事例3</b> <b>【改修工事】</b> ・転落防止手すりの設置工事 (500,000円)	転落防止手すりの設置工事費の1/2が補助上限額200,000円を超えるため、補助上限額200,000円が転落防止手すりの設置工事の申請額になります。 <b>➔500,000円×1/2=250,000円&gt;補助上限額200,000円</b>	<b><u>200,000円</u></b>
<b>事例4</b> <b>【改修工事】</b> ・転落防止手すりの設置工事 (300,000円) ・床の段差解消工事 (150,000円)	①転落防止手すりの設置工事費の1/2が転落防止手すりの設置工事の申請額になります。 <b>➔300,000円×1/2=150,000円&lt;補助上限額200,000円</b> ②床の段差解消工事費の1/2が床の段差解消工事の申請額になります。 <b>➔150,000円×1/2=75,000円&lt;補助上限額200,000円</b> ③転落防止手すりの設置工事の申請額と床の段差解消工事の申請額が補助上限額200,000円を超えるため、補助上限額200,000円が申請合計額になります。 <b>➔150,000円+75,000円=225,000円&gt;補助上限額200,000円</b>	<b><u>200,000円</u></b>
<b>事例5</b> <b>【対象商品の購入・設置】</b> ・チャイルドゲート(5,000円)を2箇所分 <b>【改修工事】</b> ・転落防止手すりの設置工事 (395,000円)	①チャイルドゲート1箇所あたりの購入価格の1/2がメニューごとの上限額(3,000円/箇所)を超えないため、購入価格の1/2がチャイルドゲートの申請額になります。 <b>➔5,000円×1/2=2,500円/箇所&lt;メニューごとの上限額(3,000円/箇所)</b> <b>➔2500円×2箇所=5,000円</b> ②転落防止手すりの設置工事費の1/2が転落防止手すりの設置工事の申請額になります。 <b>➔395,000円×1/2=197,500円&lt;補助上限額200,000円</b> ③転落防止手すりの設置工事の申請額とチャイルドゲートの申請額の合計が補助上限額200,000円を超えるため、申請合計額は「対象商品の購入・設置」、「改修工事」を合わせて200,000円になります。この場合、「対象商品の購入・設置」の申請額合計は <b>5,000円</b> 、「改修工事」の申請額合計は補助上限額200,000円から「対象商品の購入・設置」の申請額合計5,000円を引いた額 <b>195,000円</b> になります。 <b>➔5,000円+197,500円=202,500円&gt;補助上限額200,000円(「対象商品の購入・設置」「改修工事」合わせた申請額合計)</b>	<b><u>200,000円</u></b> (対象商品の購入・設置) <b>5,000円</b> 改修工事 <b>195,000円</b>

お問い合わせ先

<申請書送付先>

〒453-0018

名古屋市中村区佐古前町22番13号 森ビル502

子どもあんしん住まいる補助金事務局

(株式会社MTK内)

電話:052-485-7034

受付時間:9:00~17:30

(土日曜、休祝日、年末年始(12月29日~1月3日)を除く)

[メールアドレス]

[kodomoanshin-smile@mtk-jp.co.jp](mailto:kodomoanshin-smile@mtk-jp.co.jp)

[名古屋市ウェブサイト]

<https://www.city.nagoya.jp/jutakutoshi/page/0000173316.html>

[子どもあんしん住まいる補助金専用ウェブサイト]

<https://www.kodomoanshin-smile.city.nagoya.jp>

※子どもあんしん住まいる補助金事務局は、名古屋市が株式会社MTKに委託し運営しているものです。